

参考：用語解説及び算定の概要

実質赤字比率	<p>一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合を実質赤字比率という。</p> $\text{実質赤字比率(%)} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = -\text{(なし)}$ <ul style="list-style-type: none"> ・一般会計等の実質赤字額 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額 ※ 本県の一般会計等に属する会計 一般会計、母子寡婦福祉資金特別会計、農業改良資金特別会計、中小企業振興資金特別会計、証紙収入整理特別会計、沿岸漁業改善資金特別会計、土地先行取得事業特別会計、県有林事業特別会計、林業改善資金特別会計、公債管理特別会計(H20設置) ・実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額+事業繰越額) <p>【本県の状況】 (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="466 669 1260 765"> <thead> <tr> <th></th><th>H21</th><th>H20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般会計等の実質赤字額(△は黒字)</td><td>△3,935</td><td>△4,339</td></tr> <tr> <td>標準財政規模</td><td>388,501</td><td>389,828</td></tr> </tbody> </table>		H21	H20	一般会計等の実質赤字額(△は黒字)	△3,935	△4,339	標準財政規模	388,501	389,828																		
	H21	H20																										
一般会計等の実質赤字額(△は黒字)	△3,935	△4,339																										
標準財政規模	388,501	389,828																										
連結実質赤字比率	<p>全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する割合を連結実質赤字比率という。</p> $\text{連結実質赤字比率(%)} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = -\text{(なし)}$ <ul style="list-style-type: none"> ・連結実質赤字額: イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額 イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額 ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額 ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剩余额を生じた会計の資金の剩余额の合計額 <p>【本県の状況】 (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="466 1253 1260 1529"> <thead> <tr> <th></th><th>H21</th><th>H20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連結実質赤字額(△は黒字)</td><td>△14,934</td><td>△15,282</td></tr> <tr> <td>一般会計等</td><td>△3,935</td><td>△4,339</td></tr> <tr> <td>岩手県立病院等事業会計</td><td>△1,214</td><td>△1,950</td></tr> <tr> <td>岩手県電気事業会計</td><td>△8,689</td><td>△8,000</td></tr> <tr> <td>岩手県工業用水道事業会計</td><td>△82</td><td>△77</td></tr> <tr> <td>岩手県流域下水道事業特別会計</td><td>△1,015</td><td>△916</td></tr> <tr> <td>岩手県港湾整備事業特別会計</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>標準財政規模</td><td>388,501</td><td>389,828</td></tr> </tbody> </table>		H21	H20	連結実質赤字額(△は黒字)	△14,934	△15,282	一般会計等	△3,935	△4,339	岩手県立病院等事業会計	△1,214	△1,950	岩手県電気事業会計	△8,689	△8,000	岩手県工業用水道事業会計	△82	△77	岩手県流域下水道事業特別会計	△1,015	△916	岩手県港湾整備事業特別会計	-	-	標準財政規模	388,501	389,828
	H21	H20																										
連結実質赤字額(△は黒字)	△14,934	△15,282																										
一般会計等	△3,935	△4,339																										
岩手県立病院等事業会計	△1,214	△1,950																										
岩手県電気事業会計	△8,689	△8,000																										
岩手県工業用水道事業会計	△82	△77																										
岩手県流域下水道事業特別会計	△1,015	△916																										
岩手県港湾整備事業特別会計	-	-																										
標準財政規模	388,501	389,828																										
実質公債費比率	<p>一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率を実質公債費比率といふ。</p> $\text{実質公債費比率(%)} = \frac{\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \text{に係る基準財政需要額算入額})}{(3か年平均)}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \text{に係る基準財政需要額算入額})} = 14.1\%$ <ul style="list-style-type: none"> ・準元利償還金: イからホまでの合計額 イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額 ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充当たと認められるもの ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充当たと認められるもの ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの ホ 一時借入金の利子 																											

実質公債費比率 (つづき)	【本県の状況】				(単位:百万円)	
	地方債の元利償還金	H21	H20	H19		
	地方債の準元利償還金	112,901	104,459	112,152		
	イ	12,761	11,253	11,455		
	ロ	764	667	433		
	ハ	8,450	9,434	9,460		
	ニ	-	-	-		
	ホ	3,534	1,110	1,507		
	特定財源	14	42	55		
	元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,770	2,590	3,209		
将来負担比率	標準財政規模	70,568	74,303	77,525		
	実質公債費比率(3ヵ年平均)	388,501	389,828	390,078		
				14.1%		
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を将来負担比率といふ。					
	$\text{将来負担比率(%)} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} = 305.9\%$					
	<p>・将来負担額:イからチまでの合計額 イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高 ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの) ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額 ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額 ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額 ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 ト 連結実質赤字額 チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 ・充当可能基金額:イからヘまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金</p>					
	【本県の状況】H21	(単位:百万円)				
		将来負担額	充当可能基金額	特定財源見込額	基準財政需要額	差引
	イ. に係るもの	1,512,486	10,389	19,931	750,663	731,503
	ロ. に係るもの	20,420	-	7,819	4,237	8,364
	ハ. に係るもの	114,878	-	-	55,625	59,254
	ニ. に係るもの	-	-	-	-	-
	ホ. に係るもの	202,107	-	-	-	202,107
	ヘ. に係るもの	324	-	-	-	324
	ト. に係るもの	-	-	-	-	-
	チ. に係るもの	-	-	-	-	-
	特定できないもの		28,814	-	-	△28,814
	合計	1,850,215	39,203	27,750	810,525	972,737
	標準財政規模					388,501
	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額					70,568

